

掲 示

平成25年度 「介護等の体験」の参加申込みについて (体験実施期間:平成25年度後期)

このことについて、別紙『平成25年度東北大学「介護等の体験」実施要項』により申し込みを受け付けますので、参加希望者は、理学研究科事務棟教務窓口から必要書類及び費用払込用紙を受け取り、介護等の体験の費用7,500円を郵便局(ゆうちょ銀行)で払い込みのうえ、6月20日(木)までに同窓口に提出してください。

なお、本当に体験を必要とする(真に中学校の免許状取得を希望している)場合のみ申し込みするようにしてください。

上記締め切り後の申込みは受け付けられません。

平成25年5月15日

理学部・理学研究科

平成 25 年度東北大学「介護等の体験」実施要項

1. 「介護等の体験」について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」等が平成 10 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、平成 10 年度以降に学部・大学院及び科目等履修生として入学した者で中学校普通免許状を取得しようとする者は、「介護等の体験」を義務づけられた。同法律の制定の趣旨は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質の向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、障害者(児)、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講じるために制定されたものである。

2. 平成 25 年度「介護等の体験」該当者

平成 23 年度（またはそれ以前）学部入学者

平成 10 年 4 月以降に新たに大学院及び科目等履修生として入学した者

3. 実施施設・学校等、実施期間

| 実施主体 | 実施施設・学校等 | 実施期間：平成 25 年度 後期実施分 平成 25 年 10 月～平成 26 年 2 月(予定) | |
|----------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 | 社会福祉施設(保健所等を除く) その他の施設(老人保健施設、指定国立療養所 等) | 原則として、月～金曜日の 連続した 5 日間 | 計 7 日間 |
| 宮城県教育委員会 仙台市教育委員会 | 特別支援学校 | 月曜～金曜日の連続した 2 日 間 | |

4. 「介護等の体験」の実施内容

- (1) 障害者(児)、高齢者に対する介護、介助
- (2) 障害者(児)、高齢者の話し相手
- (3) 散歩の付き添いなどの交流等の体験
- (4) レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- (5) 受入施設等の職員に必要とされる業務の補助等

5. 証明書の発行

「介護等の体験」を終了した者には、受入施設・学校等から「介護等の体験」を終了したことの証明書が発行される。

6. 「介護等の体験」の費用

- (1) 社会福祉施設等における費用は、5 日間で **7,500 円**とする。
※所定の振込用紙（払込票）を使用して郵便局（ゆうちょ銀行）で支払うこと。
振込に係る手数料は申込者負担とする。払込票の通信欄には、学籍番号を記載すること。
- (2) 特別支援学校における費用は徴収しない。ただし、遠足等の行事に係る実費が必要となる場合がある。

7. 「介護等の体験」に伴う保険

「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応するため、**学生教育研究災害傷害保険**（保険料は学部・研究科によって異なる）及び**学生教育研究賠償責任保険**（保険料は 1 年間で 340 円）の両方に加入すること。なお、加入手続きは教育・学生支援部学生支援課生活支援係において行うこと。

引き続き、次年度（4 年次）に教育実習へ行く学生については、教育実習終了期間も含めた期間（2 年間）の保険加入をしておくこと。

8. 「介護等の体験」を行うための事前指導

平成 25 年 9 月 10 日（火）午後に、事前指導を実施（1 回限り）するので必ず受講すること（詳細が決定しだいあらためて掲示する）。なお、事前指導に欠席した者は、いかなる理由であっても「介護等の体験」を受けることができないので留意すること。（全国社会福祉協議会出版部発行の『よくわかる社会福祉施設』を事前指導時のガイドブックとして各自購入のうえ事前指導時に持参してもらう予定。詳細は後日掲示する。）

9. 「介護等の体験」の申込み

以下の書類等を添えて、平成 25 年 6 月 20 日（木）までに所属学部・研究科の教務係へ申し込むこと。

- (1) 社会福祉施設等における「介護等の体験」申込書【様式 2】 ※社会福祉施設へ送付するので丁寧に書くこと。
- (2) 社会福祉施設等における「介護等の体験」個人調書【様式 3】※社会福祉施設へ送付するので丁寧に書くこと。
- (3) 特別支援学校における「介護等の体験」申込書
- (4) 健康診断書 （平成 25 年 4 月以降に受診したもの）
- (5) 学生教育研究災害傷害保険料振込領収書のコピー(A4 判)
- (6) 学生教育研究賠償責任保険加入者証のコピー(A4 判)
- (7) 「介護等の体験」費用(7,500 円)の払込受領証の写し

※別紙用紙の枠内に受領証の写しを糊づけして提出すること。

**教務係での現金による申し込みは受けないので、必ず郵便局（ゆうちょ銀行）で払い込むこと。
（振込に係る手数料は、申込者負担とする。）**

10. その他

- (1) 「介護等の体験」に関することは、すべて所属学部・研究科の教務係の掲示で周知するので留意すること。また、不明な点については、所属学部・研究科の教務係へ問い合わせること。
- (2) 申し込み後の辞退は、受入施設・学校等に対し多大な迷惑を及ぼすので、責任ある申し込みを行うこと。また、希望する体験期間、施設及び地域の選定にあたっては、授業日程や大学院入学試験等の時期を十分に考慮すること。
特に特別支援学校の場合、希望する申込内容に添えないことがある。（特に、10 月～11 月の仙台市内での実習）
- (3) 体験費用を支払う際には、必ず申込書に添付している所定払込用紙を用いて支払うこと。
既納の「介護等の体験」費用については、返却しない。
- (4) 県外での「介護等の体験」を認める場合があるので、希望者は所属学部・研究科の教務係へ申し出ること。
- (5) 麻疹（はしか）に罹患したことのない学生は、各自の体験実習開始前までに各医療機関で抗体検査やワクチン接種を受けるなどして、期間中に感染しない（させない）よう、予防策を各自が講じること。必要な措置を取らなかった場合には実習に行けない場合もあるので注意すること。（事前指導の際にあらためて指示する）
- (6) 社会福祉施設の申込にあたっては、『宮城県社会福祉施設等一覧』（平成 25 年 3 月現在）
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran24.html> を参考にすると良い。